廃車・名義変更・減免の手続きと納税証明書

HOW TO 軽自動車税

廃車、名義変更などの手続きはお早めに！

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有する人が納める税金です。納期限は6月1日となっています。4月2日以降に廃車や名義変更をされても、払い戻しはありません。

市外への転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、必要書類を確認のうえ、左記の手続き場所で3月上旬までに手続きをしましょう。

※車両を処分しても、市役所等で廃車手続きをしない限り軽自動車税がかかりますのでご注意ください。

軽自動車「廃車」「名義変更」の手続き場所等

市役所で手続きするもの

[手続き場所]
税務課・各支所

[手続きに必要なもの]
廃車の場合
①印鑑（所有者のもの）
②ナンバープレート　③登録票
名義変更の場合
①印鑑（新・旧所有者のもの）　②登録票
③ナンバープレート（番号変更される場合のみ）

問 税務課市民税係（氷上庁舎内）☎82－2070

市役所以外で手続きするもの

→ 軽自動車検査協会兵庫事務所（神戸市西区玉津町居住67－1）☎050－3816－1847

→ 神戸運輸監理部兵庫陸運部（神戸市東灘区魚崎浜町34-2）☎050－5540－2066

税金はかかる？かからない？

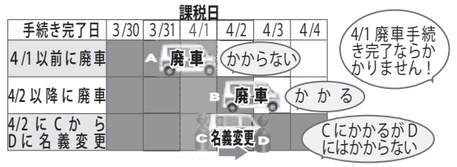

※廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続きが完了した日です。手続代行業者などを利用される場合は、依頼日から手続完了までに数日かかりますのでご注意ください。

車検切れ間近ではありませんか？

車検を受けるには車検用の納税証明書が必要です

①現金で納めている場合⇒過去に未納がない方は、納付書に付いている車検用納税証明書をご利用ください

②口座振替の場合 ⇒市役所・各支所窓口で車検用納税証明書（無料）を受け取ってください

※納期日から約1週間程度は収納済みの確認ができない場合がありますので、振り替え済みの通帳を市役所窓口で提示してください。車検代行業者に依頼する場合は、有効期限までに車検を済ませてください。

車検が有効期限直後で切れる場合は、今年度の車検用納税証明書が有効なうちに、早めに受検しましょう。

平成26年度の車検用納税証明書の有効期限は、平成27年5月31日です。

軽自動車税の減免について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

平成27年度軽自動車税減免申請の新規受付は、4月1日から5月22日までです。現在減免を受けている方には、3月中に現状届を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。なお、年度途中に名義変更・買換えをした場合は、新たに申請が必要です。

軽自動車税の納税は便利で安心な口座振替がおすすめです！

お取引先の金融機関等で通帳・印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いします。

問 税務課市民税係（氷上庁舎内）☎82－2070

じんけんのとびら「日本最初の人権宣言」

人権啓発コーナー

3月3日は、全国水平社の創立日です。大正11年に京都市岡崎公会堂で読み上げられた宣言文は、日本で最初の人権宣言ともいわれています。

明治4年、太政官布告により身分の撤廃が記されました。しかし、これはかたちの上だけのものであり、解放令反対一揆などが各地で起こりました。また、それを解消するために、融和運動が提唱されましたが、これは人々に同情を求めることで差別をなくそうとするものでした。

これに対して、全国的な差別撤廃運動を3人の青年が起こしました。人間の平等を水の平（たいら）さに例えて「水平社」と名づけました。水平社宣言の最後には、「水平社はかくして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれ、すべての人間の解放をめざした宣言文といわれています。氷上文化センターでは、「三月三日の風」（水平社誕生物語）のビデオ、DVD（53分）の貸し出しをしています。人権学習などでお使いください。

問 氷上文化センター☎82－1064、七日市会館☎74－2310

消費生活ニュース

無料点検には要注意！

「屋根や床下を無料で点検している」と訪問し、点検後に「老朽化がひどい。このままなら危険」と不安をあおったり、理由をつけて契約を急がせたりする事業者には注意しましょう。そのほかにも、排水管掃除や布団、浄水器などさまざまな点検商法があります。

おかしいな、困ったなと思ったら丹波市消費生活センター（☎82－0996）にご相談ください。

こんにちは！スポーツ推進委員です

問 生涯学習センター ☎82－0409

私たち丹波市スポーツ推進委員は、【事業部・研修部・広報部】の3つの専門部会を設けて活動しています。

事業部 地域のみなさんに、主にニュースポーツへの理解と関心を深めてもらうため、大会の主催やイベント時に体験会を実施しています。

研修部 推進委員のスキルアップを目的に、ニュースポーツの研修会、救命講習会などを実施しています。

広報部 推進委員の実施する各種事業や活動について情報発信しています。

また、各地域に約5人の委員がいて、地域でブロック活動をしています。クォーターテニスやキンボールなど、ニュースポーツを一緒にはじめてみませんか。

3月の相談

＊行政相談 HP

4日（水）山南住民センター
9日（月）市役所第1相談室
11日（水）柏原住民センター
12日（木）青垣住民センター
17日（火）春日住民センター
19日（木）市島住民センター
〔受付時間〕午後1時30分～3時30分
問 総務課（氷上庁舎内）☎82－1002

＊人権相談 HP

○特設人権相談所
5日（木）氷上住民センター
10日（火）山南住民センター
17日（火）春日住民センター
〔相談時間〕午後1時30分～午後4時
○常駐相談所（神戸地方法務局柏原支局）
毎週水曜日午前9時～午後4時
○全国共通人権相談ダイヤル☎0570－003－110
○女性の人権ホットライン☎0570－070－810
○子どもの人権110番 0120－007－110
○女性のための相談電話【Mスタジオ】
「ほほえみホットライン」☎090－9841－9788
毎月第2・第4木曜日
〔相談時間〕正午～午後8時
問 柏原人権擁護委員協議会☎72－0161
人権啓発センター（氷上庁舎内）☎82－0242

＊消費生活相談

相談場所／市役所生活安全課　相談日／土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
問 丹波市消費生活センター（生活安全課内）☎82－0996
※土日の電話相談は【消費者ホットライン】☎0570－064－370

＊行政書士による無料相談会

7日（土）午後1時30分～4時　柏原住民センター（要予約）
問 県行政書士会摂丹支部 ☎77－0126

＊無料登記法律相談会

19日（木）午前9時～11時30分　柏原住民センター（予約不要）［共催］県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部
問 泉事務所 ☎82－3824

＊市民生活の安全・安心確保のための指導相談（電話・面談）

月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
問 総務課（氷上庁舎内）☎82－1002

＊ニート・ひきこもり相談 子ども・若者サポートセンター

毎月第2・第4木曜日（要予約）氷上保健センター
予約☎080－8331－8149
問 生活安全課（氷上庁舎内）☎82－1532